

7回津別町議会定例会『行政報告』

本日ここに第7回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第6回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、**寄附**についてであります。7月19日、石橋崇司様より、福祉に役立てて欲しいと100万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、**台湾からのマスク寄贈**についてであります。入会している「日台共栄首長連盟」より、昨日1万枚のマスクが届いたところです。このマスクは、本年6月に日本政府が台湾に向けて送った新型コロナウイルス・ワクチン124万回分のお礼として、台湾より124万枚のマスクが寄贈されたものの一部であり、台湾からのご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも日本と台湾の友好を深めて参ります。

次に、**固定資産税の課税誤り**についてであります。令和3年度の固定資産税の課税において、2例の誤りがあることが判明いたし

ました。1例目は、JAつべつの新旧事務所に係る課税において、地方税法の規定により、農業協同組合が所有し、かつ、使用する事務所は非課税とされていますが、昨年完成した新事務所について、非課税となる事務所の部分に課税しておりました。また、現在使用していない旧事務所について、令和3年度より課税すべきところを漏らし、再計算の結果、差し引き2,431,500円が過大に課税されておりました。

2例目は、土地の課税において、豊永第2、第4自治会の一部と共和第3、第4自治会の一部の住宅地区において、3年ごとに評価額を見直す評価替えにより、本年度から評価額が減額になるところを、昨年度と同額で課税していることが判明しました。誤りは84名の方226筆で、総額91,600円が過大に課税されておりました。

該当者に対しましては、町外の方には郵送により、JAつべつ様、町内在住の方には、各戸訪問して課税誤りの内容を説明し、謝罪した上で新しい納税通知書をお渡ししたところです。また、既に過納となっている方には、過納額を還付させていただいたところです。

納税者の皆様には多大なご迷惑をおかけし、行政に対する信頼を損ねたことに対しまして深くお詫びを申し上げますとともに、今後におきましては、関係法令の確認を徹底し、複数人によるチェック

を行い、事務処理体制を強化して再発防止に万全を期し信頼回復に努めて参る所存であります。大変申し訳ありませんでした。

次に、農作物の状況についてであります。6月から7月にかけての記録的な高温と少雨による影響を受け、生育不良が生じている農作物もあることから、8月6日に関係機関が集まり被害状況の把握と今後の対策について協議を行いました。

すでに収穫を終えた秋まき小麦は、例年より8日早く収穫作業が終了し、干ばつの影響が心配されましたが、粒は少し小さいものの収穫量は平年並みとなりました。玉ねぎと馬鈴しょは、小ぶりで平年を下回る収穫量となる見込みです。飼料用とうもろこしは、不作だった平成30年よりも小さく、これから大幅な生育の改善は望めないため、代替飼料などの検討も必要になると予想されています。これから収穫期を迎えるてん菜は、平年並みになる見通しでしたが、9月12日夜に雹による被害が発生し、昨日、高橋道議会議員と農業関係者とともに被害状況を視察したところ、被害面積は約139ヘクタールで、中程度の被害農家が9戸、小程度が7戸であり、糖分に影響が出ることが懸念される所です。干ばつ被害のほか雹被害が新たに加わりましたが、影響を受けた品種の生育管理と来年度に向けた営農指導を関係機関と連携して行って参ります。

次に、ヒグマによる人身事故の発生についてであります。8月7日午前10時30分ごろ、最上地区の畑において農作業中の女性2名がヒグマに襲われ重傷を負う事故が発生しました。

通報を受け、現場確認と関係機関への報告を行い、猟友会に対して警戒パトロールを要請し、住民へはささえネット、広報車、ホームページにより注意喚起を行ったところです。

8月11日には、道が主体となった有識者などによる現場検証が行われ、これに対する正式な報告は、後日道から公表される予定ですが、来町された有識者の所見によれば、「今回の事故発生の要因はヒグマの防衛的行動であり、当該ヒグマが2次被害を及ぼす可能性は低い」とのことであったため、新たな駆除対策は行わず、続けていた警戒パトロールも打ち切りました。

年々ヒグマの目撃情報が増える中、引き続き農林業関係者、町民、観光客に対し、ヒグマと遭遇しない対策を行うよう注意喚起を行うとともに、猟友会と連携を密にし安全確保に努めて参ります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。8月11日に^{ただのてる}但野照様が、9月15日に天野ひさこ様が、100歳の誕生日を迎えられましたことから、今後とも益々のご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところです。

次に、**新型コロナウイルス・ワクチン接種**についてであります。接種希望者に対する集中接種を8月21日で終了し、9月13日現在、2回接種を済ませた方の接種率は、65歳以上の高齢者が90.9%、64歳以下が83.5%、全体で87.1%となっています。国からデータ開示が即時にされるようになったことから、毎週月曜日に更新してホームページ上で公表しているところです。

8月中旬には、未接種者に向けて郵便でお知らせを行い、現在、町で保有しているワクチンの有効期限である10月末までの期間に、2回の接種をお勧めしたところです。10月末までの期間は、津別病院の外来で接種することができ、予約等の対応も併せて行えるようになっていきます。

11月以降の未接種者への対策については、国が示すワクチン接種期間である令和4年2月まで、ワクチンの確保、保管、接種方法などを総合的に勘案し、北見地域定住自立圏1市4町の枠組みの中で、北見市を中心に連携して推進することを基本に、今後検討が行われることになっています。なお、これまでの町内のワクチン接種において、重篤な副反応は出現しておらず、このまま接種が進んでいくことを願っているところです。

また、ワクチン接種コールセンターの電話相談等を委託している

「J P ツーウェイコンタクト(株)」から、4月末から6月末までの電話相談対応件数等について、水増し報告が行われた旨の公表がありました。この会社と契約している道内36自治体において、全体で20.9%の電話接受に対し、71.4%の電話を接受したとして3.4倍の水増しを行っていたものであり、予約に関する事項や相談内容に関しては、問題がなかったとしています。同社とは9月末までの契約ですが、現在は正常化されており、既にコールセンターの役割もほぼ終えたことから、影響はないものと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」発令に伴う公共施設の開館状況についてであります。8月27日より「まん延防止等重点措置」から「緊急事態宣言」への移行に伴い、8月26日に対策本部会議を開催し、一部町民限定などの制限を行いながら町民の皆様の健康増進と利便性を考慮し、適切な感染症対策を講じた上での利用を可能にしたところです。

その後、9月30日まで「緊急事態宣言」が延長されましたが、引き続き感染状況等の変化やその他の状況により適宜対応して参る考えです。

次に、公営住宅の明渡請求訴訟についてであります。令和3年第2回定例会で議決をいただき進めてきたところですが、令和3年

8月31日、釧路地方裁判所北見支部から判決が言い渡されました。

判決は、町の主張が認められ、被告に対し、建物の明け渡しと、未払い家賃の支払いを求める内容となっています。なお、判決の仮執行も認められましたが、控訴期限を待つこととし、準備が整い次第、強制執行の手続きに入りたいと考えています。

次に、まちづくり懇談会についてであります。今年度は「まちなか再生事業について～津別町の未来を考える」をテーマに、9月6日から9月10日までの間に全11回開催し、194名（去年は133名）の参加がありました。多くの貴重なご意見を伺えましたことに感謝をいたしますとともに、開催にご協力いただきました自治会及び各団体の皆様に、あらためてお礼を申し上げます。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。9月6日現在、

○ 一般土木工事関係については、相生地区農地耕作条件改善事業
農業用排水路工事その2 他21件

307,453千円(83.9%)

○ 一般建築工事関係については、津別小学校旧校舎長寿命化改修
工事(建築主体) 他14件 503,324千円(99.8%)

○ 簡易水道・下水道工事関係については、上里浄水場小水力発電機設置工事 他 13 件 380,523 千円 (97.1%)

○ 設計等委託業務関係については、木材工芸館木質バイオマスボイラー導入基本・実施設計業務 他 19 件 81,389 千円 (89.6%)

であり、令和3年度予算分について総額 1,272,689 千円で 94.1%の発注率となっており、今後も適時発注に努めて参ります。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。